

牛海綿状脳症発生防止のための飼料規制の遵守に係る検査・指導の実施について（平成17年10月31日付け17消安第5656号農林水産省消費・安全局長通知）（最終改正 令和6年10月3日 6消安第2240号）

我が国における牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）の発生防止のため、下記のとおり飼料規制の遵守に係る検査・指導体制を強化することとしたので、御了知の上、貴管下関係者に対する周知徹底と円滑な検査・指導の推進にご協力をお願いします。

## 記

### 第1 背景

- 1 我が国におけるBSE発生防止対策として、BSE発生の原因である反すう動物（牛、めん羊、山羊及び鹿をいう。以下同じ。）に対する反すう動物由来たん白質の給与を排除するとともに、飼料及び飼料添加物（以下「飼料等」という。）への交差汚染による反すう動物由来たん白質の混入を防止する観点から、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。）第3条第1項に基づく基準及び規格並びに「反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドライン」（平成15年9月16日付け15消安第1570号農林水産省消費・安全局長通知。以下「混入防止ガイドライン」という。）を定め、飼料等の輸入、製造、販売、使用等に関わる者に対して、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）及び都道府県が監視・指導を行っているところである。
- 2 これらの措置については、先般取りまとめられた「日本における牛海綿状脳症（BSE）対策について（中間とりまとめ）」（平成16年9月9日食品安全委員会）において、「BSE発生対策として現在行われている飼料規制により、BSE発生のリスクは極めて小さいものと考えられるが、若齢のBSE牛が確認されていることも踏まえ、飼料規制の実効性が保証されるよう行政当局によるチェックを引き続き行うことが重要である。」と指摘がなされたところである。

これを踏まえて、平成16年10月15日付けで食品安全委員会に対し、BSE感染因子である異常プリオンの伝播を防止し、国内におけるBSEの根絶を図るため、飼料規制の遵守に係る検査・指導体制を強化すること等について食品健康影響評価を諮問したところ、平成17年5月6日付けで食品安全委員会から「飼料輸入業者、飼料製造業者、飼料販売業者、および牛飼育農家に対す

る検査・指導体制を強化することは、飼料規制の有効性を検証するために重要である。具体的な目標を設定し、できる限り早く達成する必要がある。」との評価結果が答申されたところである。

- 3 この評価結果を踏まえ、飼料規制の遵守に係る検査・指導体制を強化することとし、農林水産省及び都道府県がBSE発生防止のため飼料等の輸入、製造、販売、使用等に関わる者に対して行うべき重点検査・指導事項を提示するとともに、飼料規制の有効性の検証及び目標設定に当たっての考え方等を示すものである。

## 第2 重点検査・指導事項

飼料等の安全確保業務については、主として農林水産大臣の指示によりセンターが輸入業者及び製造業者に対して、都道府県が販売業者及び使用者に対して、検査及び指導を行うという分担関係の中で、連携・調整をとりつつ行っているところである。

飼料等の輸入、製造、販売及び使用の一連の過程の中で、BSE発生防止に向けて反すう動物用飼料に動物由来たん白質が混入することを効果的かつ効率的に防止するためには、重点的に検査・指導すべき事項を明確にすることにより、より一層農林水産省と都道府県との間の連携・調整を図りつつ、検査・指導体制を強化していく必要がある。

このため、農林水産省及び都道府県が行う飼料規制の遵守に係る重点検査・指導事項について、別紙1のとおり明確化したので、貴管下における飼料等の安全確保業務の実施に当たり活用されたい。

## 第3 飼料規制に係る目標設定及び有効性の検証

### (1) 検査・指導の指標

検査・指導の実施状況及び飼料規制の遵守状況を定量的に把握し、その目標の設定、有効性の検証等を行うための指標を以下のとおり定義する。

ア 検査対象となる事業場の箇所数に対する検査を実施した箇所数の割合（以下「カバー率」という。）

イ 検査を実施した事業場の箇所数に対するBSE発生防止のための基準・規格に適合していない事例が認められた箇所数の割合（以下「不適合率」という。）

### (2) 目標設定及び有効性の検証

BSE発生防止のための飼料規制に係る目標設定及び有効性の検証については、以下のとおり行うこととする。

ア 各都道府県は、毎年度末までに、翌年度におけるBSE発生

防止に係る検査において目標とするカバー率を管内の事業場数等の実情に応じて設定し、別記様式第1号により農林水産省消費・安全局長あて通知する。この際、よりリスクの高い事業場に対して重点的に検査・指導を実施すべきであることから、事業場の種類及び業務の実態等に応じて、別紙2を基に検査・指導の優先度に配慮されたい。

なお、平成17年度については、平成17年11月30日までに平成17年度における同目標を同様に通知されるようお願いする。

イ 各都道府県は、毎年度終了後3か月以内に、前年度の検査・指導の実施状況について、カバー率、不適合率及び不適合率の前々年度に対する減少の割合を別記様式第2号により農林水産省消費・安全局長あて通知する。

ウ 農林水産省は、農林水産省、センター及び各都道府県が実施した飼料規制の遵守状況の調査結果について取りまとめ、食品安全委員会からの求めに応じて同会に報告するものとする。

当該報告に対して食品安全委員会から意見等があった場合は、必要に応じて目標設定等について見直しをすること、各都道府県に対し、アの検査の目標について助言をすること等があり得るので御了知願いたい。

## BSE発生防止に係る飼料規制における重点検査・指導事項

### 1 目的

我が国におけるBSE発生防止の観点から、飼料安全法に基づく立入検査等の業務を行う際に、農林水産省、センター及び都道府県がそれぞれ重点的に検査・指導する対象を明確に分担した上で、それぞれに対する検査・指導事項を具体的に定めることにより関係機関の連携を強化し、その効果的かつ効率的な実施に資することを目的とする。

### 2 検査対象の分担

#### (1) 立入検査等の分担関係

飼料等の製造業者及び輸入業者等に対する飼料安全法第56条第1項の規定に基づく立入検査等は、法定受託事務として都道府県知事が行う（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条）ほか、センターが農林水産大臣の指示を受けて行う（飼料安全法第57条）こととされている。

また、飼料の販売業者及び使用者に対する立入検査等については、自治事務として都道府県知事が行う（飼料安全法第56条第2項及び第3項）こととされている。

一方、法令の遵守状況を全国統一的に把握し、飼料の適正な使用を推進するとともに制度の改正等に反映させるため、農林水産省各地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局（以下「地方農政局等」という。）も食品流通改善巡回点検指導事業実施要綱（昭和53年4月6日付け53食流第1791号農林事務次官依命通知）に基づき畜産農家に対して全国的な調査を行っているところである。

これらを踏まえ、特にBSE発生防止に係る飼料安全法に基づく立入検査及び調査については、実施対象に係る分担関係を、以下のように整理することとする。

ア センターは、農林水産大臣の指示を受けて、広域に流通し影響が広範囲に及ぶ飼料等の輸入業者及び製造事業場に対す

る立入検査等を行う。

イ 都道府県は、飼料等の販売事業場（ストックポイント等の保管施設を含む。）、飼料の使用者及び地域流通飼料（比較的限定された地域内で流通するTMR、発酵飼料、食品残さ加工品等をいい、関税込率法に基づいて承認された配合飼料工場の製造飼料を除く。以下同じ。）の製造事業場に対する立入検査等を行う。

なお、飼料の使用者については、地方農政局等が食品流通改善巡回点検指導事業実施要綱に基づき全国的な調査を行っているので、これとの連携に留意するものとする。

## (2) 飼料等の収去の分担関係

反すう動物に給与される飼料等が、飼料等の基準・規格に適合しているかどうかを確認するためには飼料等を収去して分析を実施する必要があるが、例えば畜産農家で飼料等を収去すると飼養している家畜に由来するたん白質が混入し、分析において検出されるおそれがある。このため、収去は可能な限り輸入、製造、販売段階で行うこととし、販売段階で収去する場合であっても、センターの行う製造業者に対する立入検査において収去された飼料等と重複しないよう留意すること。また、やむを得ず畜産農家等使用段階から飼料等を収去する場合は、保管状況等から飼養している家畜に由来するたん白質の混入のおそれのないものに限定する。

## (3) 情報の共有

センター、都道府県及び地方農政局等は、事前に立入検査等を実施する対象箇所について重複のないように調整を図るとともに、立入検査等を実施した対象箇所、収去した飼料等の名称等必要な情報を随時共有し連携に努める。

# 3 重点検査・指導事項

## (1) 飼料等の輸入業者について重点的に検査・指導すべき事項

飼料安全法第50条第1項の規定により農林水産大臣に届出のあった内容につき、センターは飼料等の原料に成分規格に適合しない動物由来たん白質等（混入防止ガイドライン第2の3に規定する動物由来たん白質等をいう。以下同じ。）の使用の有無及び動物由来たん白質等に汚染される可能性の高い原料の使用

の有無に係る検証を行い、必要に応じて輸入業者に対する立入検査等を実施する。

また、混入防止ガイドラインに基づき、飼料等の保管、輸送等の各段階において、動物由来たん白質等のA飼料（混入防止ガイドライン第2の1に規定するA飼料をいう。以下同じ。）への混入を防止するための対策が講じられていることを確認する。

(2) 飼料等の製造事業場について重点的に検査・指導すべき事項

広域に流通する飼料等の製造事業場に対してはセンターが、地域流通飼料の製造事業場に対しては都道府県が、特に以下の事項に係る検査・指導を行う。

ア 使用している原料又は材料（以下「原料等」という。）を製造の記録等から調査し、成分規格に適合しない原料等が使用されていないことを確認する。

イ 混入防止ガイドラインに基づき、原料等の受入れ、飼料等の製造、保管、輸送の各段階において、動物由来たん白質等のA飼料への混入を防止するための対策が講じられていることを確認する。

ウ 混入防止ガイドラインに基づき、飼料業務管理規則及び飼料品質管理規則が策定され、業務管理及び品質管理に係る記録が保存されていることを確認する。

エ 動物由来たん白質等を含む飼料等について、表示の基準に基づき使用上及び保存上の注意等が適正に表示されていることを確認する。

オ 反すう動物に使用される可能性のある飼料等の容器について、A飼料の表示（又は反すう動物用飼料専用である旨）があることを確認する。

カ 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林水産省令第35号。以下「省令」という。）及び「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」（平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知。以下「大臣確認通知」という。）の規定に基づき、農林水産大臣の確認を受けた飼料の製造事業場にあつては、大臣確認通知に定める製造基準が遵守されていることを確認する。

(3) 飼料等の販売事業場について重点的に検査・指導すべき事項

A飼料とB飼料（混入防止ガイドライン第2の2に規定するB飼料をいう。以下同じ。）をともに取り扱う販売事業場、A飼料の小分けを行う販売事業場等に重点を置き、特に以下の事項に係る検査・指導を行う。

ア 混入防止ガイドラインに基づき、飼料等の受入れ、搬送、保管、出荷及び輸送の各段階において、動物由来たん白質等のA飼料への混入を防止するための対策が講じられていることを確認する。

イ 混入防止ガイドラインに基づき、飼料業務管理規則が策定され、業務管理に係る記録が保存されていることを確認する。

ウ 反すう動物飼養農家に動物由来たん白質等が販売されていないことを確認する。

エ A飼料とともに省令別表第1の2の(1)に規定する確認済牛血粉等又は確認済牛肉骨粉等を原料とする飼料を店舗に陳列していないことを確認する。

オ 反すう動物に使用される可能性のある飼料等の容器について、A飼料の表示（又は反すう動物用飼料専用である旨）があることを確認する。

カ 表示の不備等飼料規制の遵守に係る疑義がある輸入飼料が認められた場合は、流通経路を遡り、輸入業者に対して必要な指導を行う。

(4) 飼料の使用者について重点的に検査・指導すべき事項

反すう動物と豚・鶏・養殖水産動物をともに飼養する農家、飼料を自家配合する農家に重点を置き、特に以下の事項に係る検査・指導を行う。なお、都道府県が当該検査・指導を行うに当たっては、家畜衛生部局及び飼料担当部局の連携に努めること。

ア 反すう動物飼養農家において、飼料等の受入れ、保管及び給与の各段階において混入防止ガイドラインが遵守されていること。具体的には、

(ア) 動物由来たん白質等の混入がないよう取り扱われているものであることを確認して飼料等を受け入れていること。

(イ) A飼料及びB飼料を同時に又は連続して受け入れていないこと。

(ウ) A飼料は専用の容器を用い、又は専用の保管場所を設けて保管していること。

(エ) 反すう動物に動物由来たん白質等を与えていないこと。

(オ) 反すう動物にA飼料を給与する際に用いる器具は、専用化していること。

等について確認する。

イ 反すう動物飼養農家において、動物由来たん白質等の誤食防止の観点から、以下の事項についても検査・指導を行う。

(ア) 反すう動物がB飼料を摂食できないように飼養場所を区分していること。

(イ) 反すう動物の飼養場所の中で犬、猫等にペットフード等を与えていないこと。

ウ 使用した飼料の記帳に努めるよう指導する。

エ 表示の不備等飼料規制の遵守に係る疑義がある輸入飼料が認められた場合は、流通経路を遡り、輸入業者に対して必要な指導を行う。

(5) 反すう動物飼養農家で飼料等を収去・分析する場合の留意事項

反すう動物飼養農家での飼料等の購入の記録を、伝票等により必ず確認する。なお、粗飼料等で製造業者又は輸入業者の表示がなされていない場合には、複数の業者から購入したものを区別せず使用していることがあるので、購入元を調査する場合、農家からの聞取りだけでなく、販売業者にも確認し、農家に保管されている当該飼料等がその販売業者から購入されたものであることを確認する。



**BSE発生防止に係る飼料規制に関する検査・指導の対象事業場の  
種類及び業務の実態による分類並びに各分類の検査・指導の優先度**

事業場の種類及び業務の実態による分類 <sup>※1</sup>	検査・指導の優先度 <sup>※5</sup>
1. 飼料等の製造事業場	
(1) 配混合飼料の製造事業場(飼料を自家配合する農家を除く。)	
うち A飼料を製造しているもの	
うち B飼料等 <sup>※2</sup> の取扱いがあるもの	
うち 農林水産大臣の確認 <sup>※3</sup> を受けているもの	1
うち 農林水産大臣の確認を受けていないもの	2
うち B飼料等の取扱いがないもの	4
うち A飼料を製造していないもの	
うち 農林水産大臣の確認を受けているもの	3
うち 農林水産大臣の確認を受けていないもの	5
(2) 単体飼料及び飼料添加物の製造事業場	
うち A飼料を製造しているもの	
うち B飼料等の取扱いがあるもの	1
うち B飼料等の取扱いがないもの	4
うち A飼料を製造していないもの	
うち 農林水産大臣の確認を受けているもの	1
うち 農林水産大臣の確認を受けていないもの	5
2. 飼料等の保管施設(製造事業場及び農家を除く。)	
うち A飼料の取扱いがあるもの	
うち B飼料等の取扱いがあるもの	1
うち B飼料等の取扱いがないもの	4
うち A飼料の取扱いがないもの	5
3. 飼料の使用者	
(1) 反すう動物飼養農家	
うち 非反すう動物 <sup>※4</sup> を飼養しているもの	
うち 豚、鶏、養殖水産動物を飼養しているもの	1
うち 上記以外の非反すう動物を飼養しているもの	
うち A飼料を自家配合しているもの	2
うち A飼料を自家配合していないもの	3
うち 非反すう動物を飼養していないもの	4
(2) (1) 以外の農家	5

※1 取り扱う飼料等の種類、飼養する動物の種類等に関する業務の実態が不明で、分類ができない事業場については、検査・指導とは別途、電話での聞き取り等により業務の実態把握に努めること。

※2 B飼料等とは、B飼料の他、動物由来たん白質等又は動物由来たん白質等を含む可能性があるもの(食品、ペットフード、肥料等を含

む。)をいう。

- ※3 農林水産大臣の確認とは、省令の規定に基づく動物由来たん白質、動物性油脂及び動物由来たん白質を原料とする飼料の確認をいう。当該確認に係る検査は、センターが実施する。
- ※4 非反すう動物には、飼料安全法の対象家畜以外の動物（犬、猫等）を含む。
- ※5 優先度は、飼料等の製造事業場、保管施設又は使用者に対する検査毎に5段階に分類した場合に、1が最も高く5が最も低いことを示す。

なお、従前の検査において不適合事例が認められた事業場については、本表による分類にかかわらず、最優先して検査・指導を実施することとする。また、「飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドラインの制定について」（平成27年6月17日付け27消安第1853号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、センターによる適合確認を受けた事業場についても、本表による分類にかかわらず、同通知に基づく現地検査の際に検査・指導を実施することとする。

別記様式第1号

番 号  
年 月 日

農林水産省消費・安全局長 あて

(都道府) 県知事

〇〇年度におけるBSE発生防止に係る飼料規制に関する検査  
実施目標の通知について

「牛海綿状脳症発生防止のための飼料規制の遵守に係る検査・指導の実施について」(平成17年10月31日付け17消安第5656号)記の第3の(2)のアの規定に基づき、本(都道府)県における標記検査実施目標を別紙のとおり通知する。

備考:別紙として、事業場の種類及び業務の実態による分類ごとに、目標とするカバー率がわかる書類を添付すること。

別記様式第2号

番 号  
年 月 日

農林水産省消費・安全局長 あて

(都道府) 県知事

〇〇年度におけるBSE発生防止に係る飼料規制に関する  
検査・指導実施結果の通知について

「牛海綿状脳症発生防止のための飼料規制の遵守に係る検査・  
指導の実施について」(平成17年10月31日付け17消安第  
5656号)記の第3の(2)のイの規定に基づき、本(都道府)  
県における標記検査・指導実施結果を別紙のとおり通知する。

備考：別紙として、事業場の種類及び業務の実態による分類ごと  
に、カバー率、不適合率及び不適合率の前々年度に対する減少  
の割合がわかる書類を添付すること。